

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊交規第396号

令和元年6月12日

信号機設置の合理化に向けた更なる取組の推進について（通達）

信号機設置の合理化については、「『信号機設置の指針』の制定について（通達）」（平成28年1月15日付け熊交規第36号）、「必要性が低下した信号機の撤去に向けた取組の推進について（通達）」（平成29年3月13日付け熊交規第224号）により取り組んできたところであるが、この度、警察庁から別添「信号機の設置の合理化等の更なる推進について（通達）」（平成31年3月14日付け警察庁丙規発第6号、丙交企発第44号、丙交指発第18号）により、今後5年間の集中的な取組が指示され、本県においても、いまだ信号機の約13%が更新基準を超え、中長期的な老朽化対策が必要であることや道路交通需要の増加率（5.4%）よりも信号機設置数の増加率（29.0%）が上回っている状況（平成9年と平成27年との比較）を踏まえ、既存の信号機設置箇所の点検、分析等による信号機設置の合理化を図ることとした。

各警察署にあっては下記の要領に基づき、信号機設置の合理化に向けた更なる取組を推進されたい。

記

1 信号機設置の基本的な考え方

信号機は、交差点又は横断歩道において交通流を時間的に分離し、交通流の交錯による交通事故の発生を防止するとともに、交差点の処理能力を改善し、遅れ時間を減少させることができるものであるが、設置後の交通環境の変化により実態に適合しなくなったものを放置した場合には、信号無視を誘発したり、自動車等を不必要に停止させ遅れ時間を発生させるなど、交通の安全と円滑に支障を及ぼすほか、県民の交通規制に対する信頼や遵法意識を損なうことにもなりかねない。

そこで、信号機設置のより一層の合理化を推進する観点から、信号機設置の指針に照らして全ての信号機の必要性を点検し、その結果に応じて必要性が低下した信号機の撤去又は移設（以下「撤去等」という。）を図るとともに、設置自体に合理性が認められる信号機についても、複数交差点の信号制御機の集約、補助灯器の撤去等による維持コストの削減等を図ることとする。

2 取組要領

(1) 信号機の総点検

管内の全信号機を対象に、信号機管理簿等の書面による点検を行い、設置当時から交通実態が大きく変化するなど信号機設置の指針に照らして重点的に点検を行う必要性が高い信号機（以下「重点点検信号機」という。）を3割以上選定すること。

なお、一灯点滅式信号機は必ず重点点検信号機に選定すること。

また、補助灯器や車両感知器を撤去等するなどにより維持コストを削減できるものについても重点点検信号機として選定すること。

(2) 重点点検信号機の報告

選定した重点点検信号機については、別添様式1により警察本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を經由して報告すること。

(3) 重点点検信号機の確定

交通規制課長は、各警察署が報告した重点点検信号機を精査し、各警察署の重点点検信号機を確定させるとともに、精査結果を各警察署に通知すること。

(4) 分類

各警察署は、交通規制課長から通知のあった重点点検信号機について、交通実態、交通事故発生状況等を調査・分析し、その結果を基に信号機設置の指針に照らして以下の3分類に整理すること。

ア 現状で撤去等することが妥当である信号機

イ 現状では維持する必要があるものの、学校の統廃合等の情勢の変化により令和5年度末までに撤去等の可否を検討する可能性がある信号機

ウ それ以外の信号機（設置の必要性が高いが、維持コストの削減が図れるもの）

(5) 分類結果の報告

分類結果について、別添様式2により交通規制課長を經由して報告すること。

(6) 信号機撤去等の上申

(4)アに分類した信号機については、積極的に地元住民への説明や必要に応じ道路管理者との調整を行い、地元住民の合意が得られたものから順次、信号機撤去等の上申を行うこと。

(7) 維持コストの削減に向けた取組

(4)ウに分類した信号機については、警察本部交通規制課の予算措置により維持コスト削減のための対策が実施されることとなるため、警察本部交通規制課との連携を密にし、現示秒数の見直しや灯器のLED化による視認性の確保等必要な取組を行うこと。

3 取組期間

(1) 重点点検信号機の選定及び分類

通達発出日から令和元年11月末までの間

(2) 撤去等することが妥当である信号機の撤去等及び維持コストの削減に向けた取組

分類終了日から令和5年度末までの間

4 報告要領

(1) 報告期限

ア 2(2)の重点点検信号機の報告については、令和元年7月22日（月）とする。

イ 2(5)の分類結果の報告については、令和元年12月13日（金）とする。

(2) 報告先

交通規制課管制第一係宛に電子メールにより報告すること。

※ 様式（略）

※ 警察庁通達「信号機の設置の合理化等の更なる推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。